



投稿

唐木英明氏「福島県産農産物の風評被害に関する日本学術会議『緊急提言』の疑問点」への回答

山川 充夫¹, 小山 良太², 石井 秀樹³

Yamakawa Mitsuo

Koyama Ryota

Ishii Hideki

1 はじめに

2013年9月6日に日本学術会議東日本大震災復興支援委員会福島復興支援分科会は『原子力災害に伴う食と農の「風評」問題対策としての検査態勢の体系化に関する緊急提言』（以下、『緊急提言』）を公表した。この『緊急提言』は、いまだ根強い風評被害に晒されている福島県農業に対して、従来型のリスクコミュニケーションだけに頼ることなく、生産段階からの入口対策も導入すること、現行の食品検査態勢を検証し、体系的な検査態勢を再構築すること、を骨子とした持続可能な放射能対策と風評問題対策に関するものである。

『緊急提言』に対する批判を含む唐木英明氏の「福島県産農産物の風評被害に関する日本学術会議『緊急提言』の疑問点」（以下、「唐木論文」）が本誌2014年2月号“自由空間”欄に掲載された。この際、本誌を借りて、最新情報を含めつつ『緊急提言』にかかわる補足説明を行うとともに、唐木英明氏の“疑問点”へ回答したい。

唐木論文は、原子力災害に伴う福島県産の農産物に係る風評被害の現状について3点を指摘している。①「福島県産の食品は健康に影響を及ぼすほどの汚染がない」（p.38）、「福島県産の農産物が安全であることを多くの消費者が理解

している」（p.39）とした上で、②「消費者は“福島県産”のイメージの悪さから贈答用としては避けるものの、総量として買え控えは少ないこと、それは価格の安さの効果があるかもしれないが、価格低下は通常取引の結果というより“買ったたき”の要素が大きいものと考えられる」（p.39）と分析し、③消費者の多くは「検査結果も確認する人はほとんどいない」（p.40）という認識から、「これ以上の検査を行っても、風評対策にならない」（p.40）と結論づけている。

また、現状の風評被害については流通業者による「買ったたきの要素が大きく」（p.39）、その対策は「リスクコミュニケーションにより放射線に関する科学的な情報を伝え続けること、福島県産の農産物のイメージを向上させること、そして適正な取引を推進することではなかろうか」（p.39）と述べ、日本学術会議による『緊急提言』に疑義を呈している。

『緊急提言』と唐木論文とでは、風評被害に対する事実認識が大きく異なり、それゆえ風評被害の解決に対する考え方も根本的に異なっている。以下においては、まず唐木氏の風評被害の現状認識を整理しつつ、『緊急提言』と唐木氏との間の事実認識の相違を明らかにする。その際、相違点の理解を深めるために最新の情報に基づく補足説明も行いたい。

2 放射性物質検査に関する事実認識と作付制限解除時のリスク

まず、『緊急提言』において福島県産の農産物については、基本的にはその安全性が確認されつつあると考えており、この点については唐木論文との認識に大きな相違はないと判断している。しかし唐木論文は「主要作物については基準を超えるような汚染はなくなった」(p.38)と論じており、このことについては事実の誤認がある。

事実認識をより明確にするために、最新の情報を含めて整理しておく。福島県産米に関しては2012年・2013年度の2年間、米の全量全袋検査が実施された。表1はその結果であり、測定値ごとの検査点数を福島県全域と2013年から生産が再開された南相馬市とを比較している。

唐木氏の寄稿は2013年10月時点の分析であり、福島県産米の全量検査の収穫直後のものである。本データは2014年2月時点の最新データであり、作付再開地域の検査結果が確認できる。現行の検査態勢の本質的な問題を明らかにする上で必要なデータであり、全体像が把握できる最新のものを紹介していることを付け加えておく。

スクリーニング検査からは、①測定下限値未満(ND)の比率が福島県全域では99.93%であるのに対して、南相馬市81.79%にとどまっていること。②ベルトコンベア式のスクリーニング検査の結果、詳細検査にまわったものは全体では0.0063%と極めて低い割合となっている一方、南相馬市では5.04%が詳細検査にまわっている。詳細検査全体に占める南相馬市の詳細検査の割合は89.16%と大部分を占めている。

表1 福島県産玄米の放射性物質検査情報(2013年度)

(スクリーニング検査)

		測定下限値 未満 (<25)	25~50 Bq/kg	51~75 Bq/kg	76~100 Bq/kg	詳細検査計	合計
福島県全域	検査点数	10,899,955	6,451	223	1	692	10,907,322
	割合	99.93%	0.06%	0.00%	0.00%	0.0063%	100.00%
うち南相馬市	検査点数	10,010	1,462	149	0	617	12,238
	割合	81.79%	11.95%	1.22%	0.00%	5.04%	100.00%
南相馬市の割合		0.09%	22.66%	66.82%	0.00%	89.16%	0.11%

(詳細検査)

		25 未満 Bq/kg	25~50 Bq/kg	51~75 Bq/kg	76~100 Bq/kg	100 Bq/kg 超	詳細検査計
福島県全域	検査点数	67	6	269	322	28	692
	割合	0.0006%	0.0001%	0.0025%	0.0030%	0.0003%	0.0063%
うち南相馬市	検査点数	2	4	265	319	27	617
	割合	0.0156%	0.0311%	2.0615%	2.4815%	0.2100%	5.0417%
南相馬市の割合		2.99%	66.67%	98.51%	99.07%	96.43%	89.16%

資料；ふくしまの恵み安全対策協議会

注1：検査期間：2013年08月22日～2014年02月22日。検査点数：10,907,322点。

注2：スクリーニング検査はベルトコンベア式。詳細検査はGe半導体検出器。

注3：スクリーニング検査で50 Bq/kgを超えた玄米は必ず詳細検査にまわすことが基本的な枠組みであるが50 Bq以下でも安全をより担保するために詳細検査に回す場合がある。各地域の検査主体の判断で運用している。

詳細検査からは、①南相馬市においては福島県全域よりも放射性Csを含有する検査点数比率が高いこと、②51 Bq/kg以上の含有率が高いもののほとんどが南相馬市で検出されていること、③基準値の100 Bq/kgを超えたのは福島県全域で28点であり、そのうち27点が南相馬市に集中していること、などを知ることができる。ここからは主食の米に関しては作付制限解除時における再開リスクの問題を考慮しなければならぬという重要な論点が導かれる¹⁾。

たしかに農林水産省は2012年度にKによる吸収抑制対策の効果を検証し、福島県内の生産可能地域における生産段階での安全性の確保に努めてきた²⁾。しかし、前記全袋検査結果に鑑みるならば、原発事故の放射能汚染によって作付制限を余儀なくされた農地において営農を再開する場合、基準値超えの米が生産されるリスクがあり、実際に南相馬市では、事前の予想を超えた汚染米が生産され、リスクが顕在化することになった。しかも、汚染米がなぜ生じたのかを示す放射性Csの移行メカニズムはいまだ解明されていない³⁾。表2は福島県における水稲作付制限・自粛区域の面積の推移を示している。前述のように、2013年度には基準値超えの米が作付を再開した南相馬市において検出されている。2014年度には、避難指示解除準備区域に加え、新たに居住制限区域でも作付けの再開準備に向けた試験栽培が認められることになり、南相馬、浪江、双葉、大熊、富岡、葛尾6市町村の一部地域がその対象となる。このため水稲の作付が可能になる作付制限区域の大半において、南相馬市の一部地域で明らかとなったリスクが新たに発生する可能性がある。唐木氏の寄稿の後ではあるが、現行の検査態勢のものとはこのような新たなリスクが顕在化しているのである。

この点、すなわち、作付け制限によって隠されていたリスクが顕在化することを避ける上で、『緊急提言』で主張している生産段階での対策が極めて重要となる。生産段階での対策は

表2 福島県における作付制限・自粛区域の推移

単位；ha

年度	水稲作付制限・自粛面積		
		作付自粛	作付制限
2011年	10,100	1,600	8,500
2012年	10,500	3,200	7,300
2013年	10,023	4,723	5,300

資料：農林水産省「米の作付等に関する指針」「米に関する作付制限等」（各年次）、JA 福島中央会資料（2013年12月19日）より作成。

注1：2014年度は作付制限地域5,300 haで試験作付が可能になる。避難指示解除準備区域に加え、新たに居住制限区域でも作付けの再開準備に向けた試験栽培が認められ、南相馬、浪江、双葉、大熊、富岡、葛尾6市町村の一部区域が対象となる。

注2：2013年度の作付制限区域は、基準値を超えないことが検証されていない地域で、帰宅困難区域、居住制限区域が対象。作付自粛区域は作付再開準備区域4,000 haのうち3,869 ha、全量生産出荷管理区域4,100 haのうち854 ha（南相馬市ほか）。

福島県産の農産物の安全性を確立するだけでなく、消費者の信頼と安心を勝ち取るためにも必要である。つまり、福島県の農産物の安全性が一定程度確認された今日であっても、今後の営農再開が予期されるエリアを中心に、基準値を超える農産物が生産されない態勢を構築する必要がある。そのために必要なことは、①土壌の汚染実態の把握、②土壌改良や施肥管理など生産段階からの、いわゆる“入口対策”を導入し、現行の検査態勢を検証して、その合理的簡易化を図りながら、持続可能でより実行力と説得力を持つ対策へ質的転換を図ることである。“出口対策”だけでなく“入口対策”も導入することにより、農産物の安全性を科学的により確かなものとし、実践の結果を通して消費者や生産者の信頼や安心を勝ち取るこそが重要となる。

3 検査態勢の体系化に関する費用対効果

唐木論文が言及している検査態勢の「目的、予想される成果、そして費用対効果」（p.39）は、現実にそうであったように、生産段階での

問題が生ずるたびに、対症療法的に新たな予算を投じて研究体制を整えなければならないという問題点を抱えている。再開リスクに関する問題については、既に幾つかの指摘がなされており^{4,5)}、本『緊急提言』でもこの問題を重視している。問題が生じてから対症療法的に対応するのではなく、放射性物質が農業に及ぼす影響に関しあらかじめ調査・研究する体制を整えることの重要性を指摘している。

費用対効果に関して、例えば福島市を含むJA 新ふくしま管内では、水田 28,382 圃場に対し約 14 億円をかけて、塩化カリウム施肥等による吸収抑制対策を実施している。しかし、全ての圃場に放射性物質が基準値を超える米が生産されるリスクがあるわけではない。農地の Bq 計測を実施していない段階では、リスクが高いのはどの圃場なのかを特定することができないため、無駄な K の施肥も行わざるを得ない。筆者らの『緊急提言』に従えば、例えば 2013 年度の福島市の全量全袋検査で詳細検査にまわった米は 9 袋であり、最小限その地点だけでも土壤診断を実施すれば、わずか 9 万円（1 回 1 万円）の費用で移行要因分析に繋げることができる。また、JA 新ふくしま管内では全農地の土壤スクリーニング調査を実施しており、水田で約 52%（14,751 圃場）、果樹園地で 100%（10,058 圃場）の土壤計測が完了し、その計測マップが作成されている⁶⁾。この費用は約 3,800 万円（335 日間、2012 年 4 月 24 日～2013 年 11 月 30 日）にとどまっている。唐木氏が寄稿した 2013 年 10 月時点でもこの予算規模はほぼ変わらない。

要は安全性に対する考え方を事後的“出口検査”から事前的“入口検査”も含めたものに転換することが必要なのである。“出口検査”だけで全て安全であると言い切ったとしても、地域が限定されているとはいえ、同じ福島県内で基準値を超える米が生産されている現状では、生産者・消費者ともに不安を拭い去ることはで

きない。実際のところ、生産者自身が不安を抱えている。『緊急提言』は必ずしも検査態勢の量的強化を主張するものではない。『緊急提言』は原発事故直後より現地で試行錯誤で展開されてきた対策を合理的に体系化し、消費者に対するより科学的で説得的な説明と対話を促す前提を作ることに主眼を置いている。

4 風評被害“対策”に必要なことは何か

さて、唐木論文における重要な“疑問点”は風評被害“対策”に対してである。唐木論文は風評対策として必要なのは「①リスクコミュニケーションにより放射線に関する科学的な情報を伝え続けること、②福島県産の農産物のイメージを向上させること、そして③適正な取引を推進することではないだろうか」（p.39）と指摘している。筆者らも、①放射線に関するリスクコミュニケーションの重要性和、③適正取引の推進に関しては異論はない。ただし、『緊急提言』で最も重視しているのは、風評問題であり、具体的には、②福島県産の農産物のイメージを向上の方法及び内容に関してである。

以下においては、唐木論文との違いを明確にしておこう。第 1 に、確かに唐木論文にもある「消費者は『福島県産』のイメージの悪さから贈答用としては避ける」（p.39）という事実は風評被害の最たる事例であるが、しかし残念ながら唐木論文には福島県産の農産物のイメージを再向上させる方法についての具体的な提示はない。これに対して『緊急提言』は、放射能汚染のイメージを打開するためにも生産段階から流通消費段階まで体系立てた対策を施すこと、それを認証する仕組みを構築することの必要性を具体的に打ち出している。移行メカニズムについてなお科学的に未解明の部分が残されている状況の下で、Bq 測定等を実施していない農地でできた農産物を「基準値以下なので安全だと思ってください」と言っても、消費者の一部や生産者及びその関係者自身が不安を払拭でき

ておらず、そのために他県産農産物を選択するという消費行動になっている。『緊急提言』はそのような風評被害の実態に対する具体的な対応策を提示したものである。

第2に、唐木論文では「総量として買い控えが少ないということは、福島産の農産物が安全であることを多くの消費者が理解している」(p.39)と論じている。しかし、この指摘には重大な論理的飛躍がある。すなわち「出荷量の変化が少ないことから総量として買い控えが少ないこと」(p.38)を推論しているものの、“総量として買い控えが少なかった”ことは風評被害がなかったことの証明にはならない。現行の原子力賠償制度においては、出荷しなければ賠償を受けられないという問題があり、そのために“売れる・売れない”にかかわらず農産物が出荷されてしまうという現実を正しく理解しておかなければならない。出荷量が維持されるケースは、様々な要因が組み合わさった結果である。すなわち福島県内の農業生産者や農協をはじめとした流通業者が、原子力災害及びその風評によって失われた販路を再開拓し、出荷量の維持のため“福島応援”や様々な“風評対策”イベントを打ち、必死に、売場の確保の努力を積み重ねてきた結果である。“総量として買い控えがないことから、福島産の農産物が安全であることを多くの消費者が理解している”とする主張は、“福島支援の観点からの消費（応援消費）”が無視できない量であるという流通現場の実態を反映していないものである。

原発事故とそれに伴う放射能汚染問題によって、現実に福島県産農産物のブランド価値が低下している。そのことを反映する“市場における評価”は、取引総量や取引価格にとどまらず、取引順位にも表れている。唐木氏の分析を2013年度まで拡大してみると、全農福島の調査では、卸売市場における福島県産農産物の産地評価は震災前に比べ大幅に低下している⁷⁾。具体的には卸売市場では他県産の農産物が豊富にあるときはそちらを優先し、他県産の出荷が

減少したときにやむなく福島県産の取引が行われるという、取引順位が低位化している問題である。これは正しく、福島ブランド（産地評価）が毀損されたことを示しており、流通過程における風評被害である。この市場における産地評価を回復するためには、震災前以上の厳しい安全性を担保する仕組みを提示することが求められる。

東日本大震災以前の福島県農業はエコファーマー認定数*が全国1位であったが（2010年21,889戸）、震災後には全国順位が下がっただけでなく、認定数も減少している⁸⁾。また、福島県は全国に先駆けて農林水産部環境保全農業課を設置しており、持続可能な農業生産や安全・安心な農産物への取り組みを先行して実施してきた。その取り組みの基本理念は土づくりにあったが、放射能汚染によって大きなダメージを受けた。このように福島県産農産物のイメージ向上を図るためには、流通段階だけでなく生産段階での取り組みは必要不可欠であり、適正取引の推進の決定打としても“農地の復興”は重要な意味を持っている。今後、双葉8町村などでの住民の帰還が本格化するが、そうなればより高濃度に放射能に汚染された地域において、どのように農業を再開していくのが問題となる。農産物生産におけるトラブルやリスクを避けるためにも、放射能汚染度に応じた土地利用計画を策定すると同時に、栽培時の農産物への放射性物質移行の低減対策を普及・定着することにより、生産段階から放射性物質の移行を抑止することが決定的に重要となる。

* 福島県エコファーマー認定数は2013年3月時点で20,226名となっている。エコファーマーとは、土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた農家である。持続性の高い生産方式とは、生産物の量や品質を確保しながら、将来にわたり農地の生産力を維持・増進する生産方式であり、「たい肥等施用技術」、「化学肥料低減技術」、「化学農薬低減技術」から構成されている。

『緊急提言』では、リスクコミュニケーションの必要性自体を否定はしていない。しかしながら生産段階から流通段階までの放射性物質のチェックに関する根本的対策を行わず、現状のままでは問題はないとの認識から風評被害の問題を消費者の理解の低さだけに求めるような考え方には、疑問を持たざるを得ない。確かに食の安心は心理的な要素があり、安心の基準については多様な考え方もある。しかし消費者の間では、福島県産の農産物が安全であるという確信が持てず、安心できない状況の中で、結論ありきで、安心を押し付けるようなリスクコミュニケーションの在り方が受け入れられないといった状況⁹⁻¹¹⁾もあり、リスクコミュニケーションが十全に機能していないあるいは誤って実施されている懸念もある。

5 おわりに

『緊急提言』は、“出口対策”としての食品検査と“入口対策”としての生産対策とを“車の両輪”と捉えている。両者の特徴を見据えながらより体系立てた対策への質的転換を図ることこそが、不安を抱える消費者に対し、より説得力と実効性のある対策を提示でき、風評被害の軽減を図ることができる。体系性や法的根拠をもたない対策は生産現場（生産者）や市場（消費者、流通業者）に不信感を与えるだけでなく、風評被害の根強い原因にもなっている。現行の検査体制を“量的”に強化するのではなく、生産段階からの一貫した対策を導入するといった“質的”な転換を図ることが強く求められている。こうした“質的”な転換を図ることこそ、より合理的な対策を可能にしていくものであり、将来的には社会的負担の軽減に繋がっていくと判断している。そしてこのような検査態勢の体系化を前提とすることによって、放射線に関するリスクコミュニケーションはより説得力を持つことになり、効果的な対話を通じて

“風評被害”を克服していくことができるものと考えられる。

参考文献

- 1) ふくしまの恵み安全対策協議会「放射性物質検査情報」, <https://fukumegu.org/ok/kome/>
- 2) 福島県・農林水産省「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について～要因解析調査と試験栽培等の結果の取りまとめ～（概要）」, (2013)
- 3) 福島県農林水産部水田畑作課「米の全量全袋検査における詳細検査の結果について」, 2013年12月20日, http://www.cms.pref.fukushima.jp/download/1/suiden_syosai_131220.pdf
- 4) 小山良太, 小松知未, 農の再生と食の安全—原発事故と福島の2年—, 新日本出版社, pp.1-254 (2013)
- 5) 根本圭介, 小国地区における稲の試験栽培, 福島の農業再生を支える放射性物質対策研究, 農業・食品産業技術総合研究機構, pp.51-54 (2013)
- 6) 前掲書4) pp.192-224.
- 7) JA 全農福島米穀部「米穀事業の風評被害の状況について」, (2014)
- 8) 福島県農林水産部環境保全農業課資料より.
- 9) 日本農業経済学会ミニシンポジウム「食品の放射性物質汚染の実態と流通業者・消費者の対応」, 2013年3月30日, 東京農業大学. 掲載号「総括と討論」, 農業経済研究, **85**(3), 181-186 (2013)
- 10) 消費者庁消費者安全課「風評被害に関する消費者意識の実態調査～食品中の放射性物質等に関する意識調査（第2回）結果～」, (2013)
- 11) 相原延英, 食品及び農産物の放射能に係る規格基準値（放射能新基準）の影響に関する研究, 日本流通学会第26回全国大会報告資料, 名城大学, 2012年11月10日.

⁽¹⁾ 日本学術会議東日本大震災復興支援委員会 福島復興支援分科会委員長・帝京大学経済学部地域経済学科教授,

²⁾ 福島大学経済経営学類教授・うつくしまふくしま未来支援センター副センター長,

³⁾ 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任准教授)